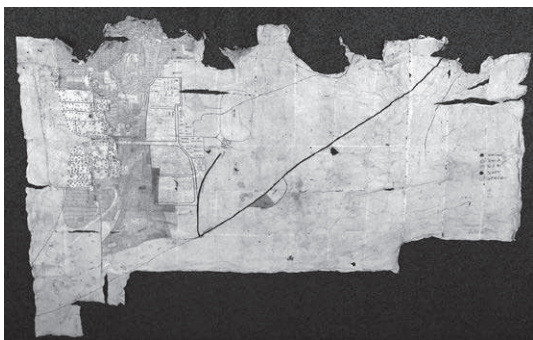


新指定文化財を紹介します

問 文化財課 ☎48-6602

文化財は、長い年月の間に残された先人たちの遺産です。そこで、市内にある文化財のうち重要なものを指定し、保存・活用を図っています。このたび新しく2件を指定し、市指定文化財は計50件になりました。

大浜村絵図（有形文化財）



所有者 個人

文化財の概要 明和6年（1769）

紙本着色 329×217cm

明和6年（1769）に、三河国の幕府領を管轄する赤坂代官をつとめた真野惣十郎役所に出されたとみられる大浜村の絵図の写し。明和6年は、大浜村が幕府領から沼津藩領に変わる時期にあたります。絵図には一筆ごとの地番が記載され、また町場部分の下に絵図に重なる形で別紙が作成されています。その別紙には道と家並が記され、神社仏閣は建物が描かれています。そのため、この絵図は18世紀中頃の大浜村絵図として大変貴重なものです。

西端村・高取村溜池争論裁許絵図（有形文化財）



所有者 碧南市

文化財の概要 元禄14年（1701）紙本着色172.2×205.6cm

この絵図は、西端村と高取村で起こった地境争論について、江戸幕府が裁許したことを示す絵図です。

裏書には争論の詳細が記されます。西端村は古道を村境と主張、一方高取村は西端村の畑の間の水落を村境と主張し、両村が対立しました。当時両村で領主が異なるため幕府が裁許しました。その結果、高取村が築いた塚の位置をもとに地境が定まり、そのうえで溜池とその水の使用権は西端村に、南山の入会権は高取村に認められました。

このように、この絵図は西端村と高取村の地境争論の裁許絵図で、17世紀の内容を示す地域の史料として大変貴重なものです。

碧南の歴史へのいざない

問 文化財課内市史資料調査室 ☎41-4566

No.98 おいしいものづくし(3) ～西端の桃～

「桃の里、西端」の始まりは、江戸時代、西端村の第5代領主本多忠栄^{ただなか}が明和元年（1764）伏見奉行に抜擢され、桃の名所伏見から西端に苗木を送って栽培させたことから伝わっています。花と実の魅力で特産品にしようとしたのでしょうか。しかし、当時は畑に果樹を植えることが禁じられており、屋敷の片隅に植えていました。

明治5年（1872）に禁令が解かれると、西端村は桃畑を増やし、品種改良にも取り組みました。「明治村史」に、果樹栽培は明治村の中で西端の桃が最も古く、明治13年（1880）愛知県勸業課で初めて水蜜桃の苗木を輸入したのを西端で試験栽培したと書かれています。味はもちろん、大きさ・形も絶品だったので、続々と新品種の栽培に替わっていきました。

西端での作付面積は、明治10年（1877）に4町8反（1町は約1ha）、昭和7年（1932）水田が増加しても16余町（畑地の2割）ありました（「西端小学校百年誌」「西端区碧南市合併50周年記念誌」）。しかし、昭和の大戦時に芋畑に替わってしまいました。

その後、果樹栽培の技術はいちじく栽培に活かされ、西三河の果物栽培の一翼を担っています。



△西端東端の桃園「碧海郡案内」（明治43年刊）より